

## ふるさと砂防サポート推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、ボランティア活動の普及啓発や砂防を核とした地域環境の保全向上、共生協働による活力ある地域社会づくりのため、予算の定めるところにより、補助事業を行う団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 県管理の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域並びに里山砂防事業により締結している維持管理協定書に規定されている範囲において、年1回以上の定期的な除草、伐採又はゴミ拾い等の美化活動等（以下「美化活動」という。）を行う団体又は個人（以下「ふるさと砂防サポーター」という。）
- (2) ふるさと砂防サポーターのうち、里山砂防事業により締結している維持管理協定に基づき、施設（管理用通路等）の保守を行う団体又は個人。

### (登録申込)

第3条 ふるさと砂防サポーターへの登録を希望する団体又は個人は、登録申込書（別記第1号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の登録申込書を提出していない団体又は個人は、補助金の交付申請を行うことはできない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、美化活動及び施設の保守に要する経費で別表に掲げるものとする。

### (補助金額)

第5条 補助金額は対象経費の全額とし、1団体又は個人あたり年間30,000円を上限とする。（ただし、水分補給用経費（飲料品代）については、参加人数に150円を乗じた額とする。）

- 2 前項のほか、里山砂防事業の維持管理協定に基づく施設の保守に必要な木材の購入費については、1団体又は個人あたり年間20,000円を上限とする。

### (補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請及び規則第13条の実績報告は、補助金交付申請・実績報告書（別記第2号様式）によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書及び実績報告書に添付すべき書類は、

次のとおりとする。

(1) 対象経費の支払証拠書類（領収書の写し等。ただし、水分補給用経費（飲料品代）については不要）

(2) 写真（活動中の写真，現場の活動前と活動後の写真）

- 3 補助金等交付申請・実績報告書の提出期限は，補助事業を完了した日から起算して 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とし，その提出部数は 1 部とする。

（補助金の交付の決定及び確定の通知）

第 7 条 知事は，規則第 3 条の補助金交付申請書を受理した場合は，規則第 4 条及び第 14 条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし，補助金交付決定及び確定通知書（別記第 3 号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 8 条 この補助金は，精算払により交付するものとする。

2 規則第 16 条第 1 項の補助金等交付請求書は，別記第 4 号様式のとおりとする。

3 前項の請求書は，補助金交付申請・実績報告書と併せて提出することができるものとする。

（雑則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 2 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費
<p>1 清掃・美化活動経費 草刈・伐採に要する機器の燃料代，ゴミ袋，作業用手袋，草刈機の替刃，鎌，剪定ばさみ，ほうき，ちりとり，熊手，レーキ，フォーク，ゴミばさみ，のこぎり，なた，おの，草木等搬出用資材（ひも，軽トラックシート，留め具類），一輪車，高枝切りばさみ，スコップ，草刈機，ゴーグル，フェイスガード，すね当て，チェーンソー替刃，チェーンソーオイル， 鋤，ブロワー，脚立，長靴の購入費及び修理費</p> <p>2 水分補給用経費（飲料品代）</p> <p>3 安全対策経費 セーフティーコーン，のぼり旗，立て看板，作業用安全ベストの購入費</p> <p>4 伐採に要する重機・運搬車両・草刈機のリース料，収集した草木等の処分手数料，伐採に要する重機・運搬車両の燃料代</p> <p>5 施設の保守に必要な木材の購入費（ただし，ふるさと砂防サポーターのうち，里山砂防事業で維持管理協定を締結している団体に限る。）</p>